

公園内行為許可申請書兼許可書

平成26年6月 日

西宮市長様

申請者 住所 【別紙名簿のとおり】
 団体名 【別紙名簿のとおり】
 氏名
 TEL 【別紙名簿のとおり】

下記のとおり公園内の行為を許可下さるよう申請します。

1. 公園名 (位置等)	公園予定地
2. 行為の内容	野良猫の個体数減少を目的とした給餌並びに避妊手術のための捕獲 (市が指定した区域の市が個数限定する捕獲用ハウスの設置を含む。)
3. 行為の目的	捨て猫等によって猫が増加しており、ボランティアによる給餌等を通して猫を一時捕獲、避妊施術する、または、里親引取等を実施し、猫の個体数減少を図るため。
4. 人 数	6名
5. 期間	平成26年6月27日 ~ 平成27年3月31日
6. 移動トイレ の貸出	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 美化第1課(0798-33-0779)へ予約済み
7. 地域説明	<input type="checkbox"/> 自治会長等、周辺居住者などに行為内容の詳細について説明しました。 地区代表者氏名： 周辺居住者氏名：
8. 添付図面等 その他備考	<input type="checkbox"/> 行事概要 <input type="checkbox"/> 地図 <input type="checkbox"/> その他()
9. 裏面の許可 条件、注意事項	<input checked="" type="checkbox"/> 裏面の許可条件及び注意事項を熟読し遵守することを誓約する。 <input type="checkbox"/> 別紙の「公園施設使用チェックリスト」を提出し、他の必要な許可を得ることを誓約する。

上記のとおり公園内の行為を許可します。

西宮市指令公園 第155号

平成26年6月27日

西宮市長 河野 昌弘


※公園内行為を許可してよろしいか。

課長	係長	副
<input checked="" type="checkbox"/> 現地事務所への連絡		
<input type="checkbox"/> 他の使用団体への連絡		

許可条件

- 1 活動に対する地域や公園利用者の理解を得られるよう努めること。
- 2 不妊手術を行い、猫の個体数を減少させるまたは里親引取りすることを目的として、給餌等を実施すること。定期的に不妊手術実施や里親に出したことを証する書類や統計資料を提出し、理由なく実施がない場合は許可を取消す。
- 3 許可する場所は、市の係員の指示する場所に限る。
- 4 許可したもの除き、当該活動に不必要的ものを設置しないこと。また、市の係員からの指示があれば、直ちに撤去すること。撤去しない場合は、市で撤去し、何ら補償を求めないことを了承すること。
- 5 活動が継続的に行われるよう、給餌する者をグループとして同じ目的・内容で実施すること。
- 6 給餌方法については、食べ残しを片付け、いつも清潔に努め、置き餌を行わないこと。また、残飯等を与えること、キャットフードを与えるとともに、糞があれば直ちに清掃すること。
- 7 他の公園利用者や周辺住民に迷惑をかけないよう充分注意すること。
- 8 捨て猫の助長を防止するため、積極的な広報は行わないこと。
- 9 許可条件が遵守されない場合は、許可を取り消すことについて了承し、許可を取り消されても何ら異議を行わないことを了承すること。
- 10 行為中は、この許可証を携帯し、市の係員及び警察官から提示を求められた場合は、速やかに提示すること。
- 11 提出された行為者の名簿は、警察へ提供することを了承すること。
- 12 公園整備工事が開始された場合は、当該地へ直接的な影響がない場合であっても、許可を継続しないことを了承すること。

使用料

使用料は無料とする。

注意事項

- 1 都市公園法及び同法施行令並びに、西宮市都市公園条例及び同条例施行規則(海浜公園における行為の場合は兵庫県港湾施設管理条例及び同条例施行規則)並びに管理者の指示する事項を遵守すること。
- 2 行為中施設を荒廃又は毀損したときは、知事及び市長の定める損害額を賠償すること。
- 3 行為中第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決すること。
- 4 施設の改良その他公益上必要があるときは、許可を取消す場合があることを了承すること。
- 5 許可を受けた者は入念に後片付けをし、許可期間及び時間満了と同時に行為を終了すること。
- 6 許可を受けた内容を変更または取り止めたときは、遅滞なく連絡すること。
- 7 ゴミは使用者において責任を持って清掃収集をして持ち帰ること。
- 8 公園を独占的に使用することで他の公園利用者を排除せず、あくまで利用者同士譲り合って利用すること。なお、大人数で公園を使用する際は他の利用者に行為の内容を呼びかけるなど、十分な配慮を施すと同時に万全の安全対策を講じること。

公園内行為許可申請書兼許可書

平成27年5月13日

西宮市長様

申請者 住 所 【別紙名簿のとおり】
 団体名 【別紙名簿のとおり】
 氏 名
 TEL 【別紙名簿のとおり】

下記のとおり公園内の行為を許可下さるよう申請します。

1. 公園名 (位置等)	公園予定地
2. 行為の内容	野良猫の個体数減少を目的とした給餌並びに避妊手術のための捕獲 (市が指定した区域の市が個数限定する捕獲用ハウスの設置を含む。)
3. 行為の目的	捨て猫等によって猫が増加しており、ボランティアによる給餌等を通して猫を一時捕獲、避妊施術する、または、里親引取等を実施し、猫の個体数減少を図るため。
4. 人 数	/名
5. 期間	平成27年4月1日 ~ 平成28年3月31日
6. 移動トイレ の貸出	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 美化第1課(0798-33-0779)へ予約済み
7. 地域説明	<input type="checkbox"/> 自治会長等、周辺居住者などに行為内容の詳細について説明しました。 地区代表者氏名: _____ 周辺居住者氏名: _____
8.添付図面等 その他備考	<input type="checkbox"/> 行事概要 <input type="checkbox"/> 地図 <input type="checkbox"/> その他()
9.裏面の許可 条件、注意事項	<input checked="" type="checkbox"/> 裏面の許可条件及び注意事項を熟読し遵守することを誓約する。 <input type="checkbox"/> 別紙の「公園施設使用チェックリスト」を提出し、他の必要な許可を得ることを誓約する。

上記のとおり公園内の行為を許可します。

西宮市指令公園 第 号
平成 年 月 日

西宮市長 今村

課 長	係 長	係	副
、	、	、	()
<input checked="" type="checkbox"/> 現地事務所への連絡 <input type="checkbox"/> 他の使用団体への連絡			



許可条件

- 活動に対する地域や公園利用者の理解を得られるよう努めること。
- 不妊手術を行い、猫の個体数を減少させるまたは里親引取りすることを目的として、給餌等を実施すること。定期的に不妊手術実施や里親に出したことを証する書類や統計資料を提出し、理由なく実施がない場合は許可を取消す。
- 許可する場所は、市の係員の指示する場所に限る。
- 許可したものを受け、当該活動に不必要的ものを設置しないこと。また、市の係員からの指示があれば、直ちに撤去すること。撤去しない場合は、市で撤去し、何ら補償を求めないことを了承すること。
- 活動が継続的に行われるよう、給餌する者をグループとして同じ目的・内容で実施すること。
- 給餌方法については、食べ残しを片付け、いつも清潔に努め、置き餌を行わないこと。また、残飯等を与えることなく、キャットフードを与えるとともに、糞があれば直ちに清掃すること。
- 他の公園利用者や周辺住民に迷惑をかけないよう充分注意すること。
- 捨て猫の助長を防止するため、積極的な広報は行わないこと。
- 許可条件が遵守されない場合は、許可を取り消すことについて了承し、許可を取り消されても何ら異議を行わないことを了承すること。
- 行為中は、この許可証を携帯し、市の係員及び警察官から提示を求められた場合は、速やかに提示すること。
- 提出された行為者の名簿は、警察へ提供することを了承すること。
- 公園整備工事が開始された場合は、当該地へ直接的な影響がない場合であっても、許可を継続しないことを了承すること。

使用料

使用料は無料とする。

注意事項

- 都市公園法及び同法施行令並びに、西宮市都市公園条例及び同条例施行規則(海浜公園における行為の場合は兵庫県港湾施設管理条例及び同条例施行規則)並びに管理者の指示する事項を遵守すること。
- 行為中施設を荒廃又は毀損したときは、知事及び市長の定める損害額を賠償すること。
- 行為中第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決すること。
- 施設の改良その他公益上必要があるときは、許可を取消す場合があることを了承すること。
- 許可を受けた者は入念に後片付けをし、許可期間及び時間満了と同時に行為を終了すること。
- 許可を受けた内容を変更または取り止めたときは、遅滞なく連絡すること。
- ゴミは使用者において責任を持って清掃収集をして持ち帰ること。
- 公園を独占的に使用することで他の公園利用者を排除せず、あくまで利用者同士譲り合って利用すること。なお、大人数で公園を使用する際は他の利用者に行為の内容を呼びかけるなど、十分な配慮を施すと同時に万全の安全対策を講じること。

公園内行為許可申請書兼許可書

平成19年5月7日

西宮市長様

申請者 住所 【別紙名簿のとおり】
 団体名 【別紙名簿のとおり】
 氏名

TEL 【別紙名簿のとおり】

下記のとおり公園内の行為を許可下さるよう申請します。

1. 公園名 (位置等)	公園予定地
2. 行為の内容	野良猫の個体数減少を目的とした給餌並びに避妊手術のための捕獲 (市が指定した区域の捕獲用ハウスの設置を含む。)
3. 行為の目的	捨て猫等によって野良猫が増加しており、ボランティアによる給餌等を通して猫を一時捕獲するとともに、避妊手術を実施し、公園内の猫の個体数減少を図るため。
4. 人 数	10名
5. 期間	平成28年4月1日 ~ 平成29年3月31日
6. 移動トイレ の貸出	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 美化第1課(0798-33-0779)へ予約済み
7. 地域説明	<input type="checkbox"/> 自治会長等、周辺居住者などに行為内容の詳細について説明しました。 地区代表者氏名: _____ 周辺居住者氏名: _____
8. 添付図面等 その他備考	<input type="checkbox"/> 行事概要 <input type="checkbox"/> 地図 <input type="checkbox"/> その他()
9. 裏面の許可 条件、注意事項	<input checked="" type="checkbox"/> 裏面の許可条件及び注意事項を熟読し遵守することを誓約する。 <input type="checkbox"/> 別紙の「公園施設使用チェックリスト」を提出し、他の必要な許可を得ることを誓約する。

上記のとおり公園内の行為を許可します。

西公園指令 第 号
平成 年 月 日

課長	係長	係	課
<input checked="" type="checkbox"/> 現地事務所への連絡			
<input type="checkbox"/> 他の使用団体への連絡			

西宮市長 今村



許可条件

- 1 活動に対する地域や公園利用者の理解を得られるよう努めること。
- 2 不妊手術を行い、猫の個体数を減少させることを目的として、給餌等を実施すること。不妊手術実施を証する書類の提出し、理由なく実施がない場合は許可を取消す。
- 3 許可する場所は、市の係員の指示する場所に限る。
- 4 許可したものを受け、当該活動に不必要的ものを設置しないこと。また、市の係員からの指示があれば、直ちに撤去すること。撤去しない場合は、市で撤去し、何ら補償を求めないことを了承すること。
- 5 活動が継続的に行われるよう、給餌する者をグループとして同じ目的・内容で実施すること。
- 6 給餌方法については、食べ残しを片付け、いつも清潔に努め、置き餌を行わないこと。また、残飯等を与えず、キャットフードを与えるとともに、糞があれば直ちに清掃すること。
- 7 他の公園利用者や周辺住民に迷惑をかけないよう充分注意すること。
- 8 捨て猫の助長を防止するため、積極的な広報は行わないこと。
- 9 許可条件が遵守されない場合は、許可を取り消すことについて了承し、許可を取り消されても何ら異議を行わないことを了承すること。
- 10 行為中は、この許可証を携帯し、市の係員及び警察官から提示を求められた場合は、速やかに提示すること。
- 11 提出された行為者の名簿は、警察へ提供することを了承すること。

使用料

使用料は無料とする。

注意事項

- 1 都市公園法及び同法施行令並びに、西宮市都市公園条例及び同条例施行規則(海浜公園における行為の場合は兵庫県港湾施設管理条例及び同条例施行規則)並びに管理者の指示する事項を遵守すること。
- 2 行為中施設を荒廃又は毀損したときは、知事及び市長の定める損害額を賠償すること。
- 3 行為中第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決すること。
- 4 施設の改良その他公益上必要があるときは、許可を取消す場合があることを了承すること。
- 5 許可を受けた者は入念に後片付けをし、許可期間及び時間満了と同時に行為を終了すること。
- 6 許可を受けた内容を変更または取り止めたときは、遅滞なく連絡すること。
- 7 ゴミは使用者において責任を持って清掃収集をして持ち帰ること。
- 8 公園を独占的に使用することで他の公園利用者を排除せず、あくまで利用者同士譲り合つて利用すること。なお、大人数で公園を使用する際は他の利用者に行為の内容を呼びかけるなど、十分な配慮を施すと同時に万全の安全対策を講じること。

公園内行為許可申請書兼許可書

平成29年3月31日

西宮市長様

申請者住所 【別紙名簿のとおり】
 団体名 【別紙名簿のとおり】
 氏名
 TEL 【別紙名簿のとおり】

下記のとおり公園内の行為を許可下さるよう申請します。

1. 公園名 (位置等)	公園予定地
2. 行為の内容	野良猫の個体数減少を目的とした給餌並びに避妊手術のための捕獲 (市が指定した区域の捕獲用ハウスの設置を含む。)
3. 行為の目的	捨て猫等によって野良猫が増加しており、ボランティアによる給餌等を通して猫を一時捕獲するとともに、避妊手術を実施し、公園内の猫の個体数減少を図るため。
4. 人 数	12名
5. 期間	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日
6. 移動トイレ の貸出	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 美化第1課(0798-33-0779)へ予約済み
7. 地域説明	<input type="checkbox"/> 自治会長等、周辺居住者などに行為内容の詳細について説明しました。 地区代表者氏名: _____ 周辺居住者氏名: _____
8. 添付図面等 その他備考	<input type="checkbox"/> 行事概要 <input type="checkbox"/> 地図 <input type="checkbox"/> その他()
9. 裏面の許可 条件、注意事項	<input checked="" type="checkbox"/> 裏面の許可条件及び注意事項を熟読し遵守することを誓約する。 <input type="checkbox"/> 別紙の「公園施設使用チェックリスト」を提出し、他の必要な許可を得ることを誓約する。

上記のとおり公園内の行為を許可します。

西公園指令 第 号
平成 年 月 日

課長	係長	係	副
<input checked="" type="checkbox"/> 現地事務所への連絡			
<input type="checkbox"/> 他の使用団体への連絡			

西宮市長 今村



許可条件

1. 活動に対する地域や公園利用者の理解を得られるよう努めること。
2. 不妊手術を行い、猫の個体数を減少させることを目的として、給餌等を実施すること。不妊手術実施を証する書類の提出し、理由なく実施がない場合は許可を取消す。
3. 許可する場所は、市の係員の指示する場所に限る。
4. 許可したもの除き、当該活動に不必要的ものを設置しないこと。また、市の係員からの指示があれば、直ちに撤去すること。撤去しない場合は、市で撤去し、何ら補償を求めないことを了承すること。
5. 活動が継続的に行われるよう、給餌する者をグループとして同じ目的・内容で実施すること。
6. 給餌方法については、食べ残しを片付け、いつも清潔に努め、置き餌を行わないこと。また、残飯等を与えるとキャットフードを与えるとともに、糞があれば直ちに清掃すること。
7. 他の公園利用者や周辺住民に迷惑をかけないよう充分注意すること。
8. 捨て猫の助長を防止するため、積極的な広報は行わないこと。
9. 許可条件が遵守されない場合は、許可を取り消すことについて了承し、許可を取り消されても何ら異議を行わないことを了承すること。
10. 行為中は、この許可証を携帯し、市の係員及び警察官から提示を求められた場合は、速やかに提示すること。
11. 提出された行為者の名簿は、警察へ提供することを了承すること。

使用料

使用料は無料とする。

注意事項

1. 都市公園法及び同法施行令並びに、西宮市都市公園条例及び同条例施行規則(海浜公園における行為の場合は兵庫県港湾施設管理条例及び同条例施行規則)並びに管理者の指示する事項を遵守すること。
2. 行為中施設を荒廃又は毀損したときは、知事及び市長の定める損害額を賠償すること。
3. 行為中第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決すること。
4. 施設の改良その他公益上必要があるときは、許可を取消す場合があることを了承すること。
5. 許可を受けた者は入念に後片付けをし、許可期間及び時間満了と同時に行為を終了すること。
6. 許可を受けた内容を変更または取り止めたときは、遅滞なく連絡すること。
7. ゴミは使用者において責任を持って清掃収集をして持ち帰ること。
8. 公園を独占的に使用することで他の公園利用者を排除せず、あくまで利用者同士譲り合って利用すること。なお、大人数で公園を使用する際は他の利用者に行為の内容を呼びかけるなど、十分な配慮を施すと同時に万全の安全対策を講じること。
9. 当該場所は、西宮浜総合公園事業により平成30年度から工事着工するため、平成29年度中に捕獲ハウス等の撤収を行い、原状回復すること。